

平成 25 年度事業計画(案)

1 基本方針

近年、森林のもつ、地球温暖化の防止や国土の保全、水資源の涵養、土砂災害防止、生物多様性保全、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心・期待は大きなものとなっている。地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっている。

しかしながら、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化・後継者不足など、林業を取り巻く環境は、依然として厳しい情勢にあり、山村では過疎化・少子高齢化が著しく進行している。山村地域の市町村は、森林の整備・保全や担い手の確保・定住対策、森林循環資源の有効利用促進等、森林・林業及びこれらを支える山村の活性化に懸命に取り組んでいるが、危機的な市町村財政の状況から、恒久的・安定的な財源は大幅に不足している。

このような中、自由民主党及び公明党の「平成25年度税制改正大綱」においては、「森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源確保」の取組みについて盛り込まれたが、政府の「平成25年度税制改正大綱」においては、「消費税法等改正法第7条の規定に基づき早急に総合的な検討を行う」とする表現に留まり、本連盟が平成25年度において実現を求めた「森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源確保」についての実現には至らなかった。

また、平成24年10月に導入された「石油石炭税の税率の特例措置」については、森林の地球温暖化対策に果たす役割の重要性に鑑み、これを保全・整備する市町村に「石油石炭税の税率の特例措置」による税収の一定割合を森林面積に応じて譲与する仕組みの構築についての要請を行ったが実現に至らなかったところである。

このことを踏まえ、本議員連盟は、森林の公益的機能を持続的に発揮させるための森林・林業・山村対策の抜本的な強化をはかるため、二酸化炭素排出源を課税対象とする新たな税財源として「全国森林環境税」を創設し、国民的支援の仕組みづくりを求めるとともに、「石油石炭税の税率の特例措置」においては、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を市町村が推進するために必要な地方財源を確保するため、その税収の一定割合を森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を導入する税財源制度を創設するよう、全国の首長で組織されている促進連盟（全国森林環境税創設促進連盟）との一層の連携強化を図りながら、新税の早期実現並びに「石油石炭税の税率の特例措置」による税収の一定割合を森林面積に応じて譲与する仕組みの構築の導入を期するため、会員はもとより全国の市区町村議会が一致団結して次の事業を行う。

2 事業の概要

(1) 活動

- ① 政府をはじめ国会議員や各党都道府県連に対する要望活動
- ② 川上から川下へ国民の理解を得るための活動
- ③ 関係6団体への協力要請活動
- ④ 都道府県未加入市町村議会に対する加入促進・組織拡大運動
- ⑤ 全国の市区町村議会において「森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源確保」のための意見書採択
- ⑥ 林業関係団体、経済関係団体等との連携
- ⑦ その他、目的達成のために必要な事業

(2) 会議

- ① 定期総会及び正副会長会議、役員会（理事会）等の開催